

東日本大震災に係る一部負担金免除等の平成29年3月以降の取扱いについて

- ① 原発事故に伴う警戒区域等の被災者等に係る一部負担金等の免除の期限（平成29年2月末まで）については、一部（※1）を除き、平成30年2月末まで免除を延長。

※1）原子力災害特別措置法第20条第2項に基づく指示による居住制限区域又は避難指示解除準備区域の設定がされ、平成28年4月1日から平成29年2月17日の間において当該設定の指定が解除された地域又は平成29年2月17日現在において平成29年3月末の指定の解除が決定された地域の上位所得者（平成28年9月の標準報酬月額が53万円以上）は、平成29年9月末で免除を終了。

- ② 原発事故に伴う警戒区域等の被災者等に係る健診・保健指導の費用の還付の期限（平成29年3月までの受診分）については、平成30年3月末（※2）までの受診分に延長。

※2）一部負担金等の免除が平成29年9月末までとなる者についても、健診・保健指導の費用の還付は平成30年3月末までの受診分を対象とする。

事項	免除・還付の対象期間							備考
	23/3/11	24/9/30	25/3/31	29/2/28	29/3/31	30/2/28	30/3/31	
①医療機関・調剤薬局における一部負担金等の支払いの免除 (療養費を除く。)	原発事故関係（※1）							健康保険法の規定により、保険者判断で実施可能 ※1）原子力災害特別措置法第20条第2項に基づく指示による居住制限区域又は避難指示解除準備区域の設定がされ、平成28年4月1日から平成29年2月17日の間において当該設定の指定が解除された地域又は平成29年2月17日現在において平成29年3月末の指定の解除が決定された地域の上位所得者（平成28年9月の標準報酬月額が53万円以上）は、平成29年9月末で免除を終了。
	住居の全半壊等							
②健診・保健指導の費用の還付	原発事故関係（※2）							国からの協力要請により実施 ※2）一部負担金等の免除が平成29年9月末までとなる者についても、健診・保健指導の費用の還付は平成30年3月末までの受診分を対象とする。
	住居の全半壊等							

熊本地震に係る一部負担金等の平成29年3月以降の取扱いについて

住宅の全半壊等の被害を受けた加入者に係る一部負担金等の免除の期限（平成29年2月末まで）について、平成29年9月末まで延長する。

事 項	免 除 の 対 象 期 間		備 考
	28/4/14	29/2/28	
住宅の全半壊等の被害を受けた加入者に係る医療機関及び調剤薬局における一部負担金等の免除 (療養費を除く。)			健康保険法の規定により、 保険者判断で実施可能